平成３０年（フ）第２０４号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―27―308
債務者　安達恵こと　李　　恵
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９６号
東京都狛江市中和泉２丁目25番13号小高荘201
債務者　古川　裕美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４１１号
東京都東村山市野口町２丁目22番地23レオパレスルピー202
債務者　福井　　勉
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９４号
東京都八王子市南大沢４丁目10番地10―1003
債務者　小山　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７７７号
岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古333番地６
破産者　細野　憲幸
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１８号
栃木県那須塩原市塩原1330番地
破産者　株式会社ホテル塩原ガーデン
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４６号
栃木県宇都宮市中里町363番地１　㈱八下田陸運内、開始決定時の住所栃木県真岡市長田3163番地１
破産者　関　　哲也（旧姓木村）
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３９号
栃木県大田原市黒羽向町471番地
破産者　株式会社さかいりシヨツパーズ
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５６号
栃木県宇都宮市下岡本町4539番地15
破産者　鈴木　弘章
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８８号
栃木県宇都宮市岩曽町1394番地１
破産者　有限会社大樹プロサービス
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９８号
栃木県真岡市寺内266番地２
破産者　有限会社広瀬工務店
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
三重県四日市市下さざらい町２番26号　シャテルＡ―103
破産者　金城　友貴
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
徳島県海部郡美波町西の地字山神94番地３
破産者　株式会社エルクス
1　決定年月日　平成30年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第２８号
徳島県海部郡美波町赤松字影野125番地
破産者　有限会社美波ファーム
1　決定年月日　平成30年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１１７９号
千葉市花見川区畑町1431番地４
破産者　堀口　智子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５２号
さいたま市西区大字指扇2083番地13
破産者　有限会社エルジーシステム
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
和歌山県有田市千田515番地の４
破産者　有限会社谷口運輸
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３７号
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1458番地２コーポよぎ105号室
破産者　宮城　秀利
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第３２号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目４番３―602号　シティハウス川崎富士見公園、開始決定時の住所山梨県山梨市下栗原1138番地
破産者　芦澤　秀光
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係